

国民年金 コーナー

カラ期間にご注意
ください

20歳から60歳になるまでの40年間、国民年金、厚生年金などの公的年金制度に加入して保険料を納めた方には、65歳から満額で778,500円の老齢基礎年金が支給されます。(平成25年10月分からの年金額)

老齢基礎年金を受けるためには、公的年金保険料を納めた期間または国民年金保険料を免除された期間が25年以上あることが必要で、この25年にはカラ期間も含まれることになっていきます。

○カラ期間とは

このカラ期間の主なもの
は、原則、昭和36年4月以後

の20歳以上60歳未満の期間で、国民年金に任意加入できなかったのに任意加入しなかった次の方の期間などとなっています。

①昭和61年3月までの厚生年金などの加入者の被扶養配偶者

②平成3年3月までの学生

③海外在住の日本人

また昭和61年3月までに厚生年金などから脱退手当を受けた期間もカラ期間とされています。

このカラ期間は、前記の25年の受給資格期間を満たしているかどうか計算する場合には含まれますが、年金額には反映されません。

○本人の申し出が必要でず

これらのカラ期間は、年金の未加入期間となっていて、日本年金機構にはその記録が残されていないため、原則として、本人の申し出に基づいてカラ期間の有無が調査されることになっていきます。

25年の老齢基礎年金の資格期間を満たせない方で、カラ期間をもっていると思われる方は、年金事務所または市町村役場の担当窓口にてその旨を申し出て、ご相談ください。

またカラ期間がないために25年の資格期間を満たせない方は60歳から70歳になるまでの間に、国民年金の任意加入者になることもできます。

この場合の保険料の額は、一般の第一号被保険者と同様、平成25年度は月額15,040円となっています。ただし、任意加入者には免除制度がありませんので、ご注意ください。

任意加入についても、年金事務所または町民生活課にご相談ください。

問 郡山年金事務所

☎ 024-93213434

問 町民生活課

☎ 7216933

NTT東日本の電話帳を発行します

NTT東日本では、12月中に順次、新しい福島県版の電話帳を各ご家庭や事務所へお届けします。現在お使いの電話帳は、お届けの際に回収しますので配達員へお渡しください。

問 タウンページセンタ

(平日：午前9時から午後5時まで)

☎ 0120-506309

独立行政法人自動車事故対策機構 (NASVA) からお知らせ

交通事故被害に遭われ、相談先にお困りの方に各種相談機関の相談窓口のご紹介をしています。

NASVA

交通事故被害者ホットライン **0570-000738**

☎ ①②③年未年始を除く9:00～17:00

※「0570」はナビダイヤルの番号です。

固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円で通話することができます。PHS・IP電話からは03-3288-3671にお電話ください。